

03

伊方訴訟ニュース

第51号

1976年11月15日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: ☎530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル
藤田法律事務所内 Tel06-363-2112, 口座大阪48780)

国側を圧倒しつつ結審 判決は来年4月25日

10月27日。今日は結審だということで、松山地裁の庭は、新聞記者やカメラマンもつめかけ活気に満ちていた。前回、住民や労組員によってしめ出された経験を生かしてか、各地からの電力関係者などの国側傍聴人は、あさ7時ごろから行列を作っていたとのこと。遠く離れた三崎町をはじめ各地の住民や松山地区の労組員は、芝生のあちこちにたむろして、長かった斗いをふり返って話し合っている。それらの輪の中に、記者やカメラマンが割って入って住民の声や姿を取材する。そのうち、裁判長らとの打合せを終って出てきた弁護団から、今日の法廷は正午までで結審になると伝えられ、今日こそは、といった空気が芝生の上を流れる。

午前10時5分すぎに開廷。例によって1、2分間、パチリパチリ、ガチャガチャと写真撮影。傍聴席も記者席も満員で、入りきれなかった人たちは法廷横の控室に入る。

まず提出書面の確認。被告の国側は、最終準備書面(13)を“朗読”。ついで原告側は、被告のその書面が提出されてから、わずか3日の間に作成した反論、準備書面(15)と、被告側各証人の証言に対する痛烈な批判をまとめた「意見書」とを“朗読”。裁判長

も、原告側の離れわざに驚いたのか、「厚いものですから後ほどゆっくり拝見」と一言。

いよいよ国側の最終陳述が始る。トップバッターは岩淵検事。例によって、「法廷では何を論ずるべきか」ということについて陳述したが、冒頭に裁判長から、「前回も話したから重複せぬように」と注意されたこともあってか、その内容は散漫で迫力を欠いていた。ついで、これまでほとんど発言せず借りものの猫のようだった仙田首席検事が立つ。大阪空港裁判では、国側を代表して、原告の適格性の無さについて大雄弁を振っていたという。証拠調べもほとんど終った段階で、突如として原告の適格性の欠如を持ち出したことの弁明がその中心。三百代言とはまさにこうしたものかと思つづく感心しているうちに終る。

つぎは張り切りボーイの高津弁護士。四電顔負けのエネルギー危機論を、さらにオクターブを高めてぶちあげる。「原発が建設できないと社会の安寧、国民の身体、生命が脅かされる」と、戦前派にはなじみの“生命線論”にまで至り、法廷はヤジと失笑のうず。せっかくの憂国の演説も逆効果と見るのは目がめ。最後に立った科学技術庁の堀内参事官は、原発の安全性の講義を生まじめに始めたが、惜

しくも時間切れのため、序の口で幕。

最後に岩淵検事が再度立ち、原告らの主張は決して住民の声の代表で無く、町や県の誘置決議こそ真の声であり、裁判所はそれに耳を傾けて判断してほしいと、挑発と泣きごとを織りまぜた精一杯の打ち止め口上。

つづいて原告側の反対陳述に移る。トップの熊野弁護士は、高津発言をとらえ、「『満蒙は生命線』で経験ずみの、いつか来た道をたどるものであると厳しく批判し、「ボルノ雑誌の自動販売にまで電気を浪費」して、何のエネルギー危機かと糾弾。ついで立った菅弁護士は、原告の適格性や裁量処分をふりかざす国の法律論の空虚さを痛烈に指摘し、破れかぶれの法律論に頼らざるを得ないことこそ国が立証に失敗したことの自白にほかならないときめつける。

原告団を代表して立った広野さんは、岩淵検事の発言をとらえ、「声なき声を聞けとはこちらのいいたいこと。『毒まんじゅう』を口に押しこみ、口をきけないようにしつつ原発を強引に持ちこんだのは誰なのか」と、法廷一杯に長年の怨念をたたきつける。

最後に立った藤田弁護団長は、「建設を差しとめた西ドイツ行政裁判所の行為が日本で行なわれない理由はない」と指摘しつつ、

「裁判所が原発の危険性を直視し、明快な司法の判断を下されることを心静かに待つのみ」と、4年間にわたる弁論をしめくくる。法廷には一さわ高い拍手がひびき渡る。

「判決は来年4月25日」との宣言でついに結審。「ご苦労さん」と、お互に労をねぎらう原告・弁護団席と対照的に、いつもはそそくさと退廷する国側は、立ち上ったままで無然とした表情。攻守の姿勢をくっきりと浮かび上らせた光景であった。

玄関前の庭では、高潮した雰囲気の中で総括集会が開かれる。藤田弁護団長から、「ほんとうに長い間ご苦労さんでした。判決が4月になったことは、国の門前払いの要求が退けられ、裁判所が事実審理に入ることを示したと思う。何よりも精一杯やれたことがうれしい」とのあいさつを受け、どの顔にもそれぞれの苦労を乗り越えてきた満足の表情が浮ぶ。記者会見を待つ国側を玄関前に待たしたままで、各社の記者が総括集会を取材する風景は、どちらが「声なき声」を代表しているかを如実に示してくれる。判決までも手をゆるめることなく、現地での闘いを押し進めることを誓い合い、ガンバローを庭一杯にひびかせて散会した。

(Q)

被告（国）の最終陳述

（原告側の反論陳述は次号掲載）

岩淵 検 事

この訴訟は、日本で初めてのいわゆる原発訴訟として、各方面から注目されているわけであります。約4年間の間、原・被告間で様々な議論がおこなわれてきたわけです。これらの議論というのは、政策的な面から技術的

な面に致るまで、非常に多面、多岐にわたっておりまして。その議論の中には、議論すること自体においては決して無意味とはいえなかったものも、少なくなかったと思っております。また、この結審にあたりまして、報道

機関をはじめとして各方面から、この訴訟が取り上げられていることを存じております。そこで、色々な点について、この訴訟が注目されておりますのですが、私どもとして、ここでまず強調しておきたいことは、これらの議論をすること自体を目的とするのではなく、まずこの訴訟において、これらの議論がどのような意義をもつものであるかということ、当然考えていかなければならないと思います。

すでにこの点は繰り返しているところですが、本件訴訟において、まず法律関係者が念頭におくべき点は、本件の議論の場がいわゆる取り消し訴訟であるということでございます。そこで、私はできるだけ法律的観点から、裁判所はこの事件に対する判断を下される際に、念頭においていただきたい数点を簡単に説明したいと思います。今申し上げました様な観点から、まず問題にすべき点は、原告適格の問題でございます。この点につきましては、法律的にもかなり困難な問題もありますし、また我々がこの問題を上程した時期についての批判等がございましたので、別の代理人から若干詳しく述べたいと思います。

その次に、まず問題にすべきことは、この事件において、裁判所の審議というのは、どのようなべきかということでもあります。双方から、最も精力的に議論された論点というのは、本件原子炉の安全性という問題でございました。しかし、その安全性について、裁判所がどういう形でどのように判断できるかということについて、必ずしも訴訟関係者の間で合意が成り立っているとはいえないと思います。その問題を考えるに際しては、まず本件処分の性質を理解する必要があると思

います。

この原子炉設置許可処分というものは、その際に問題とされます事柄の本質、或いは原子炉等規制法24条1項各号の文言に照らしましても、行政事件訴訟法の30条にいう裁量処分であることは疑う余地がないと思います。原告らは、これに対して色々批判しております。しかし、原告らのいっております批判というものは、この原子炉が安全であることは、人の生命・身体に対して直接影響のある問題であるから、そんな裁量的に決められるものではなくて、一義的に考えなくてはならないという点につきると思います。しかし、この主張は、安全だという概念そのものと、それを充足する内容がいかにあるべきかという問題を混同していると思います。

ここで、裁判所に是非注意していただきたい点は、ここで原子炉の安全性について我々が申しております裁量という意味は、いわゆる政策的裁量というのと、その意味及び機能の仕方が異なっているという点であります。政策的裁量といいますと、例えばある政策的方向に対して、A、B、C、3つの方向があった場合、そのいずれを取るかという、いわば進む方向の選択という観点からでてくる問題であります。この専門技術的な裁量といえますのは、進む方向は一般には決まっているわけであります。

例えば、本件の原子炉が安全でなければいけないということは、これは誰がみましても、そういう答えを申し上げるわけであります。ここで問題は、進む方向の選択ではなくて、この安全であるという中味を充足する際に、どのような判断を経て、どのような根拠に基づいて、その中味を充足するという結論に達

したかという点でございます。こういう観点からみますと、いかなる立場に立ちましても、仮りに百歩譲ってこの原子炉許可処分が裁量処分という言葉に少しなじまない、ピッタリしないという点が万が一あったとしても、裁判所が、この本件原子炉の安全性を、いわゆる原子炉安全専門審査会がおこなった判断過程をそのまま追跡して、自分独自に判断されるということは、ありえないと思います。

そして結論的に申し上げますと、裁判所の判断のあり方としては我々被告の判断を前提として、一応これを尊重した上で、そこに明白な不合理性があるか否かということにならざるをえないと思います。そしてこのような判断のあり方というものを、もう少し原子炉の安全性の問題に関して言い換えますれば、我々の考えております裁判所の判断のあり方というのは、本件原子炉の安全性に本質的にかわるような判断結果に影響を及ぼす明白な不合理があるか否か、という観点になるべきであると考えております。

原告らは、少なくとも最後から二番目の準備書面13になりまして、結局、裁判所の判断は、被告の判断の合理性の有無にかかるといことを、基本的には認めた様であります。しかし、原告らの提起しております問題というのは、非常に技術的かつ些細、安全性の問題からいいますと、本質的とはいえない問題が大部分でありまして、裁判所がもしこの判断の合理性を判断するに際しては、原子炉の安全性という問題の中で、原告らの主張がどのように位置づけられるかということとを常に意識していただきたいと思います。

次に、今申し上げましたことは、裁量処分という観点から、本件訴訟の審理のあり方と

いうものが、どういう様にあるべきかということとを申し上げましたのですが、別の観点から、この訴訟のあり方について考えてみたいと思います。それら発電用原子炉についての法的規制の体系において、原子炉設置許可処分というものが、どのように位置づけられるかという理解が、是非とも必要ではないかと思います。

発電用原子炉といいますのは、まず原子炉施設としての面をもちまして、それと同時に、電気工作物としての面を合わせてもっているわけでございます。法律的な規制の体系をみますと、原子炉施設としての面は、原子炉等規制法、電気工作物としての面は、電気事業法によっているわけでありまして。これらの規制の体系は、相互に交錯しております。例えば、単に平行的に、両方の法律に基づく規制がおこなわれているのではありませんで、例えば、設計及び工事の方法の認可、使用前検査、定期検査などについては、原子炉等規制法の適応が排除されておる。そういうしくみにもなっております。

従いまして、発電用原子炉についての法的規制の体系を十分理解するためには、電気事業法の関係規定について、十分考慮を加える必要があると思います。原告側の法律的な主張を一言で批判しますと、この原子炉等規制法のみとその視点を限定しておりまして、電気事業法の関係規定の配慮が少ないのではないかと思います。

ちなみに、原告らは、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律というものを、原子炉規制法と略しておるのです。我々は、これを原子炉等規制法と略しております。これは、まあ、単なる言葉の違いだけかと思うのです

が、見方によりましては、原子炉等の「等」を原告らは除きまして、原子炉規制法と呼ぶことによって、あたかも、この法律が原子炉を規制する全ての法律かのような印象を与えようとしている、ということもあるいはあるのではないかと、こういう感じさえするので。この原告らの主張は、原子炉等規制法以外への配慮、あるいは、原子炉等規制法自体についても、全面的な検討がある程度欠けていると思わざるをえないわけであります。

こういう観点から、関係規定を読みますと、まず電気工作物一般に共通する問題、例えば温排水の問題などは、当然原子炉設置許可処分の際の判断事項から除かれるはずであります。それから、原子炉に関する事柄でありまして、縦の位置づけ、横の位置づけから、それぞれのぞけられることを見極めていかなければならないと思います。

縦の位置づけにおきまして、これについて簡単にいいますと、この設置許可処分において問題になる安全性の問題というのは、いわゆる原子炉の基本的設計、あるいは基本的方針に関するものであるということは、後続する各種の行政規制の手続きをみれば、明らかであると思います。それから、横の位置づけについて申し上げますと、先程いいましたように、原子炉等規制法は原子炉というものの自体を多くの規制対象における一つの規制対象という位置づけになっておりますので、原子炉に何等かの意味で関係ある事柄でありまして、原子炉設置許可処分と別個に規制手段を設けているものにつきましては、それに譲るという規定になっていることは明らかであります。この観点から、原告らが主張しております再処理の安全性とか、輸送上の安全性

とか、原子炉が使われなくなった後の処理の仕方とかについては、別個の規制手段があることは明らかであります。

それから、裁判所がこの膨大な主張あるいは証拠を検討されるに際しては、まず原告らの原子力発電に対する基本的な立場を理解していただく必要があるのではないかと思います。これは前回申し上げたので、あまりくどく申し上げませんが、原告らの主張は、非常に多面多岐にわたって膨大なものですが、基本的には、全ての原子力発電所に反対する形でなっております。これは、原告らの12準備書面、今年の2月に出ました膨大な準備書面で非常に強く打ち出された方向でございますが、13準備書面では、若干背後に退いているかのようにも読めます。しかし、原告らの主張によりまして、この12と13は、両者一体として原告らの主張を構成することがいわれておりますし、また、13準備書面の中にも、次のような記述があります。

例えば、原子力発電所は人間世界に存在を認められるシロモノではない。人類と共存することができない商業用原子力発電所の設置は許されない、原子力発電所は人類とは到底共存できない、合法のベールの下に悪魔の顔をもつ商業用原子力発電所は原子爆弾以上に人類の滅亡につながるものであるから、我々は原子力発電の合法のベールをはぎ、人類世界から放逐しなければならない、などと述べております。原告らの主張全体がこのような基本的な立場から構成されているという理解を、常に裁判所にもっていただきたいと思えます。

例えば、いくつかの例をあげますと、これはたくさん例をあげることができるのですが、

いくつか簡単にあげますと、原子力基本法、あるいは原子炉等規制法は、原子炉の設置を認めること自体において、憲法に違反するというような主張をしております。それから、技術的な主張について、一つ例をあげますならば、原告らの主張としては、平常時・事故時を問わず許容被曝線量なるものは、ゼロ以外ありえないという主張をしております。現在、環境に放射性廃棄物を全く放出しないという原子力発電所は、世界中の何処にもありませんので、結局原告らの主張は、世界中の原子力発電所の建設・運転をやめよというに等しいものではないかと思います。

それから、原告らは、いわゆる立地評価に際しての災害評価に関しまして、観念的に考えられる最大の事故というものを、常に考えなければいかんという主張をしております。しかし、これもまた、原子力発電そのものの否定につながるものでございます。最悪の事態というものを、無限に重ねていきますと、その確率というものは、無限にゼロに近づくわけですが、決してゼロにはならないということは、論理的にいえることであります。従いまして、原告らがこのような主張をすることは、原子力発電自体絶対に認めないという主張と理解するほかないわけであります。

それから、原告らの法律論の多くも、このような誤った前提の上に成り立っているのですが、それ以外の別個の観点から指摘しなければならないことは、非常に立法論・政策論、それも必ずしも適切ではないと思われるような立法論・政策論が非常に多いと、こういう気がするわけであります。例えば、この原子炉設置許可の手続きについて、原告らは始終主張しております。これらの多くは、

立法論・政策論、しかも我々の立場からみますと、決して適切とは思えないものといわざるをえないのであります。

この手続き論について、一言だけ述べておきたいことは、いわゆる原告らの基本となるものは、憲法の他には、原子力三原則というものがございまして、憲法論については、ここではふれないことにしておきたいと思いますが、原子力三原則について一言申し上げますと、これらの三原則の挿入されました経緯、あるいはその法律上の位置づけからみまして、この三原則が、いわゆる実権法規を飛び越えて、直接何らかの具体的法的批判を創造するということはありえないということを、裁判所に十分御認識していただきたいと思います。原告らは、この三原則にいます自主・民主・公開という言葉だけをとりあげまして、こういう風に手続きをしなければいけないというような議論を展開しておりますが、言葉だけを取り上げるということは決して意味のないことであると思います。その点につきましては、詳しく準備書面で述べましたので、省略したいと思います。

仙 田 検 事

原告適格の問題について、若干申し上げたいと思います。本件における多種多様な問題の中で、行政訴訟手続き上の観点から見た場合に、その最も重要な問題が、行訴法9条における、いわゆる原告適格の問題であります。

それは、原告らが、本件の許可処分の名あて人ではないということ、それから、本件の許可処分が、四国電力に対する法学上のいわゆる受益及分であるということからくるものであります。一般に処分の名あて人であれば、

そのものに対してある処分がおこなわれるということから、直ちに取り消し訴訟を提起するいわゆる原告適格が認められるのでありますけれども、それが、それ以外のものにおいてその取り消しを求めるのにつきまして、本件の許可処分のように、名あて人に対する関係において、当該処分が受益処分であるというような場合には、権利・利益に関する格別の論証が必要であるといわれているのであります。本件は行政訴訟でありますが、民事訴訟法の例による場合が少なくないのであります。

そこで、いうまでもなく、民訴におけるいわゆる随時提出主義というものも、本案前の主張に関しまして、その例外でなく適応されるわけであります。しかし注意すべきは本案前の問題が、民事訴訟におけるのと、行政事件訴訟におけるのとでは、本質的な意味を異にしていることでもあります。民事訴訟における本案前の問題は、本案審理を開始する要件でありますと同時に、本案判決をするための要件であります。同時にまた、本案審理をする必要のない訴えを整理して、裁判所の無駄な手数を省くとともに、必要のない訴訟に対する応訴に被告が煩わされることがないようにという配慮をもつだけのものではあります。これは民事訴訟、あるいは民事紛争の解決が、全て裁判所の本来的な機能に、ゆだねられているということに由来するものであります。

これに対しまして、行政事件訴訟における本案前の問題は、今申しました民事訴訟における本案前の問題が有する意味だけではなく、それとあわせて、行政に対する紛争の解決における行政と司法との役割分担という見地か

らする、司法の行政への関与のための条件を設定するという意味をもっているところにあるのでありまして、このことは学説上、異論をみないところであります。従いまして、行政事件訴訟における原告適格の問題は、いわゆる権限調査事項であることは当然であります。同時に権限探知事項としての性質をもつ面もあるということが、考えられるのでありまして、従って、また被告のこの問題に関する主張の時期及びその主張の有無とは直接かかわりのない問題であるというわけであり

ます。要するに、実務におきまして、本案前の問題の論議は、本案の審理にはいる以前におこなわれるのが一般であるのは、確かであります。本案前の問題が、今申しましたような性質をもっておりますことを考えますならば、本案審理のための要件であると同時に、本案判決のための要件でもあるのでありますから、本案の審理がおこなわれたからといって、訴訟判決がなされえないという法理がない以上、本案前の問題と本案の問題が微妙に交錯する場合も実務上少なくはないという実情をふまえますならば、本件における原告らの原告適格に対する被告の主張を整理しました上、かなり審理が進行した地点において被告側からこれを論ずることも、決して非難されるべきものではないといわなければなりません。

そこで、本件における原告らの原告適格について、若干考えてみることにしたいと思います。原子炉等規制法が何を保護目的としているかということが、まず大前提になります。そこで、同法が、原子炉等についての安全性の確保を、基本的な目的の一つとしていることは、同法的一条から疑う余地がないと

思います。また同法24条1項4号が原子炉設置の許可基準の一つとして、いわゆる災害の防止上支障がないものであることを要すると定めておりますのも、この具体的な表われであります。しかし、同法による安全というのは、同法一条からも充分伺い知れますように、公共の安全であります。従いまして右にいう災害の防止がめざすのは、特定の個人が直接利益の主体となりうるような個別性を考えているのではなく、広く公共の利益の維持を目標とすることは明らかであります。

もとより、特定の個人につきましても、その利益は、本法によって確保されるべきものであろうということは、おそらく疑いのないことでありますが、それは、個々の住民の安全が、公共の安全の中に当然包摂されるものとして、法律上とらえられているということと矛盾するものではないのであります。従って、公共の安全、公共の中に包摂される個人の利益ということにつきまして、これが行訴法9条にいう法律の利益と理解しうるかどうかは、極めて問題であります。言い換えれば、個々の人々の生命・健康・財産に対する安全は、特定の法律によるものではなくて、一般的に保護されている公共の利益の一部である、という理解が可能であると思うのであります。

もし、仮に原告らが、本件の許可処分の直接の効果として、その主張されるような被害を被るという問題があるのでありましたら、この処分の取り消しを求める原告適格が否定されるいわれはないと思われれます。しかし、原告らは、本件の許可処分、その直接の効果として、いかなる不利益も受けるものではないと考えられるのであります。また、原告らが、原子力発電所の周辺住民として有すると

みられなくもない、抽象的ないし観念的な利益というものを想定しましても、これはやはり公益の内に包含されるべき性質のものであると考えられます。

そこで原告らの主張の中に、しばしば、本件の許可処分は、本件のような原告らの生命・身体・財産にかかわる行政処分であるということを強調されております。しかし、本件の許可処分を初めといたしまして、およそ行政処分は、その性質上、その全部が全部といえる程、処分の名あて人はもとより、周辺の関係者の生命・身体・財産に多かれ少なかれ、あるいは直接・間接、広い狭いの差はありますが、かかわりを有するものであります。それが、行政処分の本質的性格であります。従って、原告らの主張にありますような生命・身体・財産にかかわる行政処分という表現の中に、特段の法律の意味を見出すことは困難であります。特に、原告適格の問題を考える上で、本件許可処分を他のいわゆる行政処分一般と異なって理解すべき法理はないといわなければなりません。

次に原告適格の存在と主張・立証の関係について申し上げます。原告らの主張されますように、少数の裁判例は、原告らの権利・利益の侵害に関する主張・立証は一般的、抽象的でたりるということをいっております。しかし、これについては議論があるのであります。むしろ原告適格の存在については、これを公認される事実関係が、主張されかつ証明される場合でなければならないという考え方が実務でとられておるのではないかと考えられるのであります。何故ならば、原告適格の存否は、今申しましたように、本案審理の要件であると同時に、本案判決の要件でありま

すのに、もし本案審理の要件である原告適格の存否についての判断が、一般的・抽象的な主張でたりるといたしますならば、これを否定される場合は、実際になくなっていくと思われるのでありますが、このようなことでは本案審理の要件である原告適格の存在意味がなくなってしまうのであります。従って、これについて、単なる一般的・抽象的な主張だけでたりするという事は、問題になろうと思うのであります。まして、行政事件訴訟におきましては、先程申しましたように、行政と司法との役割分担、あるいは行政に対する司法の関与条件の設定という重要な機能を前提としておることを考えますならば、原告適格の存否の判断について、裁判所が行政事件と民事訴訟事件との区別をお考えいただければ私どもの申し上げておることをよくおわかりいただけるのではないかと思いますのであります。

これを要するに、実務の実際におきまして、原告適格の問題については、一応これをしばらく残しつつ、これに関する判断に必要な限度で、本案に対して主張・立証がおこなわれることがままあるのでありますけれども、そのような実務の扱いもまた、今私どもが申し上げた教え方を前提にして、初めて制度として是認することができるのではないかと思います次第であります。

以上の観点に立ちまして本件をみますならば、原告らが本件において主張・立証いたしております、原子炉の運転によって被るおそれがあるが故に原告適格は肯定されるという主張に関しましては、すでに申し上げましたように、極めて一般的・抽象的ではありますが故に、原告適格を肯定することは困難であり、かつその主張する利益は、公益と区別される

性質のものではないということからみましても、行政法9条にいう法律上の利益を公認することは困難であろうと思うのであります。

高 津 弁 護 士

原子力発電の背景について、若干述べたいと存じます。原告らは、核分裂生成物や放射性廃棄物の危険性を強調しておられますが、これは、それらを密封したり、収納したり、管理したりしない裸の状態における危険性というものであります。これは潜在的危険性です。原告らは、科学技術の手の加わらない裸の状態の危険を、現在のような機能・構造を有する発電用原子炉に強いて結びつけ、潜在的危険という言葉で否定しようと努めておられます。発電用原子炉では、核分裂生成物が裸で存在したり、放射性廃棄物がそのまま周辺に放出されるものではなくて、周辺公衆に影響を与えないように十分管理される。

原告らは、プルトニウムは人類の作りだした悪魔であるとか、人類と共存できない物質であるとか、原子力発電所は人間世界に存在を認められるシロモノではない、合法のベールの^{もと}下に悪魔の顔をもつ商業用原子力発電所、こういう思想をもっておられます。

その思想のもとに、全ての理論を統一するわけで、この種の問題について結論を導き出すことは容易でしょう。しかし、本件のような訴訟に対する法的判断としては、これを比喩的に申しますと、さわらぬ神にたたりなしと考えて、これ以上判断を進めないことにするか、それとも、原子力発電の必要性・有益性とその比較において、潜在的危険の存在そのものは認めながら、これを封じ込めることに成功しているかどうかを判断する、これが

まず問われなければならないでしょう。被告は十分な安全審査の上に、潜在的危険はどこまでも潜在的なものにとどまる、いたずらな恐怖心をもつことなく、原子力発電所の必要性を直視し、その有用性を人類社会の発展と国民福祉の向上のために活用する必要がある、と述べているのであります。原告らが必要性の議論をすりかえようとしておりますような、エネルギー問題解決のため、原子力発電所は必要であるので、安全審査はほどほどでよいというようなものでは決してありません。

原子力発電の技術については、当初から原子炉の潜在的危険性を十分に認識して、在来の科学技術・産業設備とは比べものにならない程、安全確保のための技術の開発に重点がおかれてまいりました。信頼性の高い材料・機器が選定され、安全余裕のある設計がなされ、試験・検査各種が連続してなされ、安全防護設備が施されています。

電力は、照明・運輸・生産に必要であるばかりでなく、現代社会の機能を円滑に動かすコンピューター等に不可欠なものとして、一定の電圧をもった良質の電気が、停電の心配等なく安定して供給され続けなければなりません。供給がストップしたり、たたれたりすることともなれば、国民の財産が損なわれることは言うに及ばず、社会の安寧を、さらには国民の身体・生命の安全も維持できなくなるでしょう。幸福を追求する国民の権利、国民の平等や健康的で文化的な生活を現実のものとして維持するには、安定した発電が必要です。

石油火力に依存した電力供給では、輸入原油の量的確保、輸送の安全が、短期的には、産油国の政情問題や資源ナショナリズムによ

って脅かされることになることは、昭和48年下期の石油危機を通じて公知の事実であります。十年以上の期間をとって考えれば、供給の絶対量によって脅かされるでしょうし、数十年のうちには枯渇によって脅かされなければならないでしょう。これまで、しばらくの間は、炭鉱や採掘の技術の進歩によって、枯渇の脅威を少し先に伸ばすことができましたけれども、原告らが主張するような石油の産出量の増大を、産出値や産出量、採掘方法や採掘費用等の具体的な検討もなしに、今後とも期待することはできないのであります。

エネルギー危機に対しては、政府やエネルギー産業界はもちろんのこと、国民全部が真剣に取り組まなければならないのです。それを怠れば、我国は最も弱いエネルギー供給体制にありながら、エネルギー供給に対処することをなおざりにした効果として、国民の食生活に到るまでの危険に現実直面し、生命身体の維持は、エネルギー産業と政府による奇跡的活動の成果を祈ることによってのみ果たれるというような由由しき事態に陥ってしまうであらうでしょう。無関係、無関心というのが許されないのであります。

工業用の電気エネルギーもまた当然に、一般国民の用に供せられる生産物を生み出すことによって、国民の幸福と福祉に寄与するものです。電力会社の経済的利益ということばかりを原告らは強調しておりますが、これは他の第一次エネルギーの利用に比べて原子力発電の効率が良いということによって生ずるものであります。

原子力発電は、その技術の確立、そこで使用するウラン燃料の運送や備蓄が容易であり長期にわたる定常的なエネルギー供給が可能

です。

高速増殖炉が実用化されることも確実であり、そのあかつきには、天然ウランの利用効率も著しく高まり、準国産エネルギーとしての地位も確立し、ウラン資源確保上の心配も解消されます。わが国の原子力発電所は、運転中のものが14基、約800万KWに達し、日本の電力供給の約8%の部分を担当しております。これらはいずれも、本件原子炉と同様に極めて厳重かつ慎重な安全審査の上で許可が与えられたものであります。

岩 淵 検 事

最後にひとこと申し上げたいと思います。この訴訟に対する感想というのをよく聞かれるのですが、一言で申しますと非常に長い労力を要する訴訟だったと言えます。われわれ被告側代理人は途中から担当しましたが、原告側のご本人また代理人の方は我々以上の努力、時間を費されたことは当然であります。原告らご本人の方も何人かは毎回法廷に出ておられたことも存じています。しかし、まことに言いにくいことではありますが、原告ら

のご意見は、けっして、地元住民の声を代表しているとは我々は思っておりません。

たとえば、伊方町は昭和44年7月28日に誘置決議をしております。また愛媛県も同じような決議をしております。伊方町の決議は書証に出してございますが、非常に格調の高いものでございます。この決議の主旨は、営業運転が開始された現在におきましても、全く変りがないだろうと思いますし、いやむしろ、その気持をますます強く現地の方々は持たれていると思います。

また、この原子力発電というものが営業運転開始に至るまでには、多大の人の地道な努力、これは裁判所も、証人尋問等でいろんな分野な方が出てこられるということで、ある程度ご推測いただけたと思いますが、そういう方々の地道な努力の結果であります。

被告は、本件訴訟におきまして、裁判所が、今のべましたような地元の真の意向、期待、それに関係者のここに到る地道な努力、を充分で勘案の上、明解な判断が下されることを確信しています。

伊 方 2 号 炉 異 議 申 立 海 底 地 質 の 再 調 査 を 要 求

昭和52年10月24日

内閣総理大臣

福 田 赳 夫 殿

伊方原子力発電所2号炉

異議申立人代表 矢 野 浜 吉

去る9月28日、2号炉の設置について、口頭による申立のときに意見を上げましたように、伊方原発敷地の直ぐ下に溝があるこ

とについて、私達地元住民は8月18日につぎ10月16日、17日、18日にわたり船による現地調査をはじめ地元住民の証言、文献による研究、専門学者の意見等により調査を行いました。その結果、安全審査であまりふれられていない部分でしかも原発の安全性について重大な関係があると思われる諸点を明らかにいたしますと共に、全く初歩的な調査方法であるボーリング調査すらしてい

ないことに抗議し、速かに反対住民又は反対住民の依頼する学者立会いの上でボーリング調査を含め、めん密なる現地調査を行われるよう重ねて要求いたします。

原発の安全性について重大な関係があると思われる点について、現在のところ次のような意見を申し上げます。

1. 9月28日の申立の際四国電力申請書にはないといわれた溝は、海図でも明らかのようにこの溝(トイと地元では通称こう呼んでいます)は、伊方原発の至近距離、放水口の直下といってもいいようなところに巾7・800メートル・深さ15~20メートル、場所によっては形状が多少異っているが東は西宇和郡保内町喜木津あたりから西は瀬戸町神崎あたりに至る間(約25.5キロ)に連なっていることが確認された。
1. この溝(トイ)は四電がいうように潮流によるものであれば溝の表面はかなりなめらかである筈であるが、調査の結果は溝の表面はかなり乱れており活断層であることがはっきりした。
1. この溝(トイ)は三波川帯の北限であり中央構造線であることが十分考えられる。
1. この溝(トイ)に接する陸地部が年々徐々にではあるが沈下していることが地元住民の証言により確認された。
1. 三崎半島にはいくつかの大きな断層がみられるが、特に二名津名取断層、保内町夢永あたりから南に半島を横断する断層が文献・住民により明らかになった。
1. 三崎・瀬戸・伊方の三町には43か所も鉱山跡がみられる。このことはせまい範囲で多数の鉱床があり従って地質の変成度が高く、地盤変動の激しさがわかる。

1. 西宇和郡三崎町二名津の沖合いにはかなり広い範囲の海底が激しく凹凸状をしている。この点については悪天候のため現地調査が出来なかったが、この海底で日夜操業している漁民の証言で明らかになった。

以上原発の地盤に重大なる関係をもつと思われる点について示しましたが、1号炉の行政訴訟で見られますように活断層及び中央構造線について国側の意見は二転三転して定らず、地元住民は非常に不安を募らせていますので、冒頭に申上げましたように速かに調査されるよう重ねて申入れます。

年末カンパで最終準備書面を!

年末カンパが近づいてきましたが、ことしは、年末特別カンパの代りに、最終準備書面を一人でも多くの方や組織に買っていただく運動を進めることにしましたので、会員や読者の皆様のご協力をお願い致します。おすすめていただいた個人の方には半額でお分けすることにしてあります。お申し込みはなるべく振替用紙をご利用下さい。(事務局)

会計報告('77. 10/ ~11/14)

収入	会費	45,000
	ニュース購読料	10,500
	準備書面売上金	65,000
	資料代金	1,500
	カンパ	41,000
計		164,000
支出	ニュース代金	28,400
	郵送料	12,855
	為替手数料	635
	34回公判援助費	271,180
	交通費	156,180
	行動費	95,000
	宿泊費	20,000
	資料費	1,930
	事務用品費	2,855
	最終準備書面カンパに振替え	100,000
計		412,855
差引		-248,855
借入金合計		1,892,663